

3 消費者庁 報告

消費者庁 地方協力課長 村松 茂

報告のポイント

- 地方消費者行政活性化基金を上積みし、市町村の相談体制の維持・充実、消費者教育・啓発、リスクコミュニケーション等の取組を支援していく。
- 法整備の一環として、消費者教育推進法の施行、消費者安全法の改正、特定商取引法の改正の他、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度整備等に取り組んでいる。
- 東日本大震災被災地への専門家派遣食品と放射能に関するリスクコミュニケーションに力を入れている。



皆様、おはようございます。村松でございます。本日はお忙しい中、多くの皆様にご参加いただきましてまことにありがとうございます。また山口委員長を初め実行委員の皆様には今日まで大変ご指導いただきました。本当にありがとうございます。

私、消費者庁からは、本日は3点ご紹介したいと思います。一つ目が地方への財政支援、二つ目が消費者を守る法整備、そして三つ目が東日本大震災からの復旧の取り組みでございます。

1 地方への財政支援

まず、地方への財政支援でございます。「資料2」をごらんください。先ほど長官からもございましたとおり、地方への財政支援策を消費者庁では最重点事項としまして予算要求を行ってまいりました。その結果、まずは24年度の補正予算におきまして、地方消費者行政活性化基金の上積みということで60.2億円を措置しております。さらに活用期間につきましては25年度まで1年間延長しているところでございます。

この基金は大きく二つの柱で地方を支援したいと考えております。一つ目の柱が市町村における取り組み下支えということで、21年度以降整備いただきました、主に市町村の相談体制の維持・充実を支援いたします。二つ目の柱が、消費者問題解決力の高い地域社会づくりということで、今年と同様に消費者団体との連携事業を初め、都道府県、市町村における取り組みを支援いたします。具体的には消費者教育・啓発、リスクコミュニケーションといった取り組みを幅広く支援する予定でございます。この活性化基金は、自治体に交付するも

のではございますが、消費者団体を初め地域で消費者問題に取り組む皆様におかれましては、自治体と連携を強化していただきまして、この基金を活用いただきながらさまざまな課題に取り組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから今年度、活性化基金を活用して行われました風評被害対策ですとかリスクコミュニケーションの取り組みにつきましては、「資料9-5」に、今年度の各自治体の活用事例を掲げておりますので、ぜひこれも参考に引き続き風評被害対策をお願いできればと考えております。

続きまして、「資料1-別添」をごらんください。25年度当初予算で5億円を計上しております。国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラムでございます。国を挙げて率先して取り組むべき消費者行政の重要課題につきまして、国から政策テーマを提案いたしまして意欲のある自治体の実証・実験を行っていただきまして、その成果を今度は消費者庁が全国に展開・普及するというものでございます。

国から提案する政策テーマとしましては、風評被害防止、消費者と事業者との協働事業の支援、それから適格消費者団体設立の促進などを想定しております。想定されている取り組みの多くは、消費者団体を初め地域の方々との連携が不可欠でございます。自治体から相談があった場合には、ぜひとも皆様のご協力をお願いできればと思います。

2 消費者を守る法整備

続きまして、消費者を守るための法整備につきましてご報告申し上げます。まず「資料4-1」をごらんください。議員立法によりまして、消費者教育の推進に関する法律が成立いたしました。昨年8月に公布、12月に施行されております。この法律の目的は、消費者教育を総合的・一体的に推進することです。この法律では消費者教育、それから消費者市民社会について定義するとともに、基本理念も定めております。それから基本方針にありますように、内閣総理大臣と文部科学大臣が消費者教育の推進のための基本方針を策定いたしまして、閣議決定して、公表することですとか、多様な立場の方々を委員とする消費者教育推進会議を消費者庁に置くことが定められています。

地方公共団体でも、都道府県消費者教育推進計画を策定いただきますとともに、消費者教育推進地域協議会を開催するよう努めることとされております。また、消費者団体、事業者・事業者団体も消費者教育の推進のために自主的に活動いただきまして、行政の実施する施策に協力することに努めるとされているところです。

これまでも各地で消費者教育に取り組んでいただきました皆様方には、さらには活動の場を広げていただきまして、地方公共団体とともに教育の推進をお願いできればと考えているところです。

続きまして「資料5-1」をごらんください。消費者安全法の一部を改正する法律が昨年

8月に成立いたしましたして、10月1日に消費者安全調査委員会、いわゆる事故調が消費者庁に設置されました。これによりまして、当事者の責任追及とは別に、その原因を科学的・専門的に調査・究明し、同種類事故の再発防止をするということで、いわば事故から教訓を得て繰り返さないための体制が整備されたところです。調査委員会の任務は、生命・身体分野の消費者事故の原因を究明することで、運輸安全委員会が担当する事故を除く幅広い消費者事故を対象としております。調査委員会では、このうち原因究明をする必要が高いと判断した事故を選定して、原因調査を行っております。

「資料5-2」にございますとおり、調査委員会の設置とともに原因調査の申し出の制度も設けられております。これは生命・身体事故の発生、拡大防止のために原因究明が必要だと考えられる事故につきまして、個人、法人を問わず、誰でも調査委員会に原因調査を求めることができるという制度です。

制度に関する質問を受け付けるための専門の電話窓口も開設しております。ぜひこの制度の趣旨をご理解いただきまして、同様の事故により同じ被害の再発を防ぎたいという要望をお持ちの方には、この制度をご利用いただければと思っております。

続きまして「資料6」をごらんください。最近、突然自宅を訪れ貴金属を使ったアクセサリなどを強引に買い取るといった、いわゆる押し買いに関しまして、全国の消費生活センターへの相談件数が激増しているところでございます。この問題に対処するため、昨年8月に特定商取引法が改正されまして、新たに訪問購入が対象となっております。この改正によりまして、訪問購入業者に対する不当な勧誘行為の禁止ですとか、書面の交付義務といった規制がかかることとなります。また訪問購入にかかる売り主によるクーリングオフも可能となるものです。この改正法の施行は、間もなく2月21日を予定しています。

続いて「資料7-1」をごらんください。消費者被害は同種の被害が拡散的に多発するという特徴がございます。ところが個々の消費者がみずから訴えて、こうした消費者被害の回復を図ることは費用や労力の点からいって、極めて難しいというところでございます。そこで消費者庁では、こうした消費者被害の回復を図りやすくするために、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度につきまして、今年の通常国会へ法案を提出することを目指して現在検討を行っております。二段階型の訴訟制度を考えております。具体的にはまず一段階目の手続におきまして、内閣総理大臣の認定を受けた特定適格消費者団体が原告となり、多数の消費者と事業者との間の共通義務について、裁判所に判断をいただきます。

そして二段階目ですが、一段階目での特定適格消費者団体が勝訴した場合には、個々の消費者が二段階目の手続に加入いたしまして、簡易な手続によりそれぞれの請求権の有無や金額を迅速に決定するというものでございます。

続きまして「資料8」をごらんください。食品表示に関する一般的な制度は、現在、食品衛生法、JAS法、それから健康増進法の3法にまたがっているところでございまして、複雑になっております。そこでこれを一元化して体系を整備するため、消費者庁では23年9月から食品表示一元化検討会を開催しまして、昨年8月に報告を取りまとめています。現在、

消費者庁ではこの報告書の内容を踏まえて今通常国会に法案提出を目指し食品表示法——仮称でございますが、こちらの立案作業を進めております。この食品表示法におきましては、三つの法律の表示基準を一元化しまして、消費者基本法の理念を踏まえて食品の安全性の確保、それから消費者の適切な商品選択の機会の確保に必要な表示について、基準をつくることができるようにすることを予定しております。

さらに是正措置ですとか執行体制の整備、それから申し出制度の対象の拡大なども検討しております。なお、検討会におきまして結論を出すに至っていない原料、原産地表示ですとか、遺伝子組み換え食品の表示など、個々の表示事項につきましては、報告書の中で今後の検討課題等整理されておきまして、新法の成立の目途がついた段階から順次必要な検討を行っていくことにしています。

3 東日本大震災からの復旧の取り組み

最後に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組みについてご報告いたします。「資料9-1」をごらんください。まずは被災地への専門派遣でございます。消費者庁では昨年5月から国民生活センターと連携しまして、弁護士などの各分野の専門家を、茨城県を初め被災地における相談窓口へ派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で基礎となる相談に対応していただいているところでございます。これまで延べ5,000名を超える専門家を派遣しています。

次に、「食品と放射能」に関する取り組みです。福島第一原発の事故によりまして、食と放射能の問題に関する消費者の関心が高まっているところでございます。そこで消費者庁におきましては、食品と放射能物質に関する理解を深めていただくために、意見交換会などのリスクコミュニケーションを全国で開催しているほか、消費者団体の開催する講演会へ講師派遣などの支援を行っています。それから、「食品と放射能Q&A」ですとか「食べもの放射線物質のはなし」というリーフレット、パンフレットを作成して提供しております。こちらもぜひご活用いただければと考えております。

また消費者庁では、みずからの身近なところで食品の安全を確かめたいという消費者の方々のニーズに対応するため、国民生活センターと連携しまして自治体に放射性物質検査機器の貸与を行っているところです。

それから最後にPRですが、消費者庁では地方の方々に向けまして「消費者庁 Now!」という情報誌を作成しまして、ホームページ上でもご提供しています。こちら最新号ですが、森大臣からの巻頭言ですとか、各地の消費生活センターからのお便り、それから消費者庁の各課の紹介、それから今回のほうでは記者クラブの叱咤激励といった盛りだくさんの内容を毎回掲載しておりますので、ぜひご一読お願いできればと思います。

時間の都合上、簡単な説明で恐縮でございますが、ご不明な点につきましては私を初め消

費者庁の出席者にお気軽にお聞きいただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。